

これまでの議論を踏まえた中間とりまとめの骨格について

平成 17 年 7 月 29 日

第 16 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

# これまでの議論を踏まえた中間とりまとめの骨格について

## ポピュレーションアプローチ（健康づくりの国民運動化）

### 「健康日本21」の中間評価

- ・ 9分野70項目の目標の中から21の代表目標項目を選定
- ・ 地域の実情に応じた目標値の設定のための都道府県健康・栄養調査ガイドラインの策定

- 栄養・・・「食生活指針」「食事バランスガイド」
- 運動・・・「運動指針（エクササイズガイド（仮称））」
- たばこ・・・「禁煙支援マニュアル」の策定

都道府県健康増進計画における目標値の設定

都道府県健康増進計画における具体的施策の明記

## ハイリスクアプローチ（網羅的、体系的な保健サービスの推進）

### ○健診の重層化と保健指導の階層化

- ・ メタボリックシンドロームの概念を導入した健診・保健指導の重点化
- ・ 糖尿病予防のための栄養・運動指導プログラム

（健康増進法第9条に基づく）健診指針の見直し

## 制度的枠組みの見直しの検討

### ○老人保健事業の見直しと医療保険者の保健事業の取組強化

### ○医療保険者と市町村等の責任・役割分担の明確化と連携促進のための都道府県の役割強化

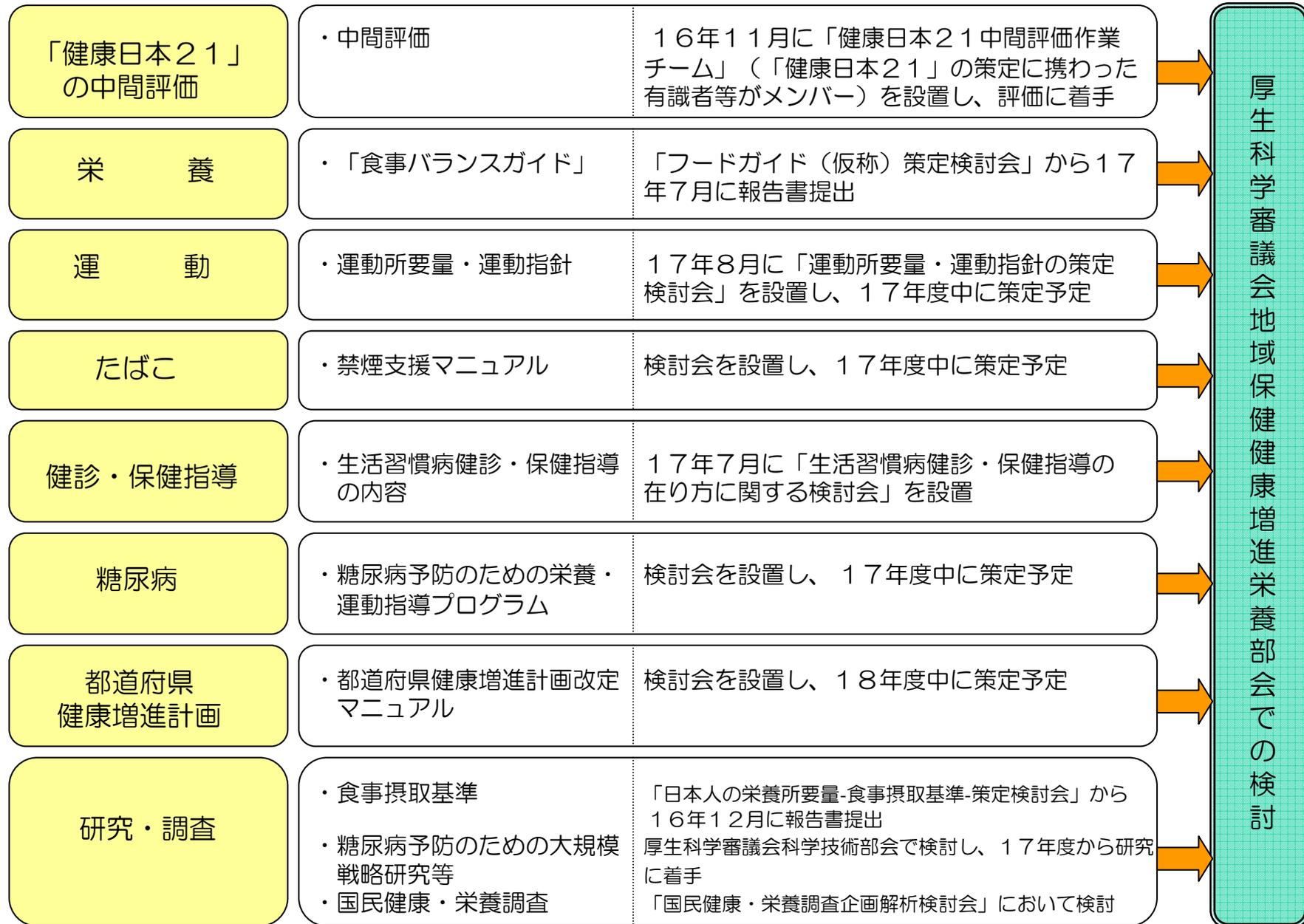
- ・ 都道府県健康増進計画改定マニュアルの策定

都道府県健康増進計画における関係者の役割分担と連携方策の明確化

（健康増進法第8条に基づく）都道府県健康増進計画の見直し

## 基盤となる研究・調査の推進

- ・ 食事摂取基準、運動所要量
- ・ 糖尿病予防のための大規模戦略研究、疾病の早期発見と対策に関する研究（疾病予防サービスに係るエビデンスの構築等）の推進等
- ・ 国民健康・栄養調査



## (参 考)

### ○健康増進法（抄）

#### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

二 国民の健康の増進の目標に関する事項

三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### （都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### （健康診査の実施等に関する指針）

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。